(件名)

# 浜岡地域原子力災害広域避難計画、市町避難計画の策定状況

(静岡県危機管理部原子力安全対策課)

#### 1 計画策定の経緯

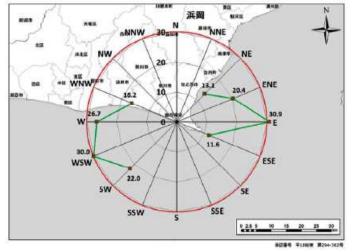
## (1) 本県の取組

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、国の防災基本計画や原子力災害 対策指針による新たな枠組みが示され、原子力発電所から概ね半径 30km 圏内の自治体 に対し、地域防災計画(原子力災害対策編)や広域避難計画の策定が義務付けられた。

本県においては、原子力規制庁が実施した放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果(拡散距離最大30.9km)に基づき、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくべき区域(以下「原子力災害対策重点区域」という。)を発電所から半径31kmの距離を目安に定め、区域内の11市町が広域避難計画の策定に取り組んでいる。

拡散シミュレーション結果

原子力災害対策重点区域





# ② 国、関係自治体の御支援、御協力

平成25年9月3日の原子力防災会議(議長:内閣総理大臣)の決定に基づき、本県の地域防災計画等の充実化を目的にワーキングチームが設置された。関係自治体の御協力を賜り、同WTの主導により平成26年5月に避難者受入数に係る調査を実施している。

各地域原子力防災協議会\*では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策 指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認等が行なわれている。

※ 平成27年3月に、内閣府政策統括官(原子力防災担当)が、道府県や市町村が作成する地域防災 計画や避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在地域毎に課題解決のた めのワーキングチームとして設置した協議会。

#### 2 計画の概要

#### (1) 目的

浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、原子力災害対策重点区域に係る市町の住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、①原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること、②住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること、③平時から原子力防災体制の充実、強化を進めることを目的とする。

# (2) 計画の構成

避難計画 の構成

- ①総則 ②避難等の判断基準と実施 ③避難先 ④避難経路 ⑤避難手段
- ⑥避難退域時検査及び簡易除染 ⑦安定ョウ素剤の配布・服用
- ⑧要配慮者等の避難等 ⑨今後の検討課題

# (3) 避難先

## ア 避難先確保の方針

- ・ 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)にかかる 11 市 町の住民約 92 万人を計画の対象とする。
- 計画対象者全員について、あらかじめ避難先となる市町村を定めておく。
- ・ 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、まずは静岡県内市町、加えて隣接 県や東海地方の県に避難先を確保する。
- ・ 大規模地震との複合災害時などで上記の避難先が避難者を受入れられない場合 に備え、関東甲信地方や北陸地方の都県にも避難先を確保する。

## イ 避難元市町毎の避難先

(7) PAΖ内2市の避難先

全面緊急事態となった場合、PAZの住民等の避難を実施する。避難を迅速、 確実に実施するため、PAZに係る避難元市毎の避難先をあらかじめ定めるよう、 下表の県内の避難先に加え、同表の県、市町村と協議をしている。

#### 【PAZの県内の避難先及び協議をしている県】

避難方向	避難元 市	避難先 1 (原子力災害が単独で 発生した場合等)	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで 避難先1に避難できない場合)
西方	御前崎市	静岡県内(浜松市)	長野県(松本地域、北安曇地域、長野地域、北信地域)
東方	牧之原市 (PAZ)	山梨県(甲斐市、中央市、南アル プス市、昭和町、市川三郷町)	長野県(佐久地域、上小地域)

#### (4) UPZの8市2町の避難先

全面緊急事態となった場合、UPZにおいて住民等の屋内退避を実施する。 事態が進展し放射性物質が放出され、OILに基づき政府原子力災害対策本部 が、避難又は一時移転の範囲(避難の単位)を特定し指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難又は一時移転を実施する。

避難等を迅速、確実に実施するため、UPZの避難元市町毎の避難先をあらかじめ定めるよう、県内の避難先に加え、下表の都県、市区町村と協議をしている。

# 【UPZの県内の避難先及び協議をしている都県】

いは、世代	\r\ ## —	避難先1	避難先2
避難方向	避難元 市町	(原子力災害が単独で	(大規模地震等複合災害時などで
東方	島田市	発生した場合等) 静岡県内(静岡市、川根本町、富 士市、沼津市、長泉町、清水町、 函南町、伊豆の国市、伊豆市、下 田市、東伊豆町、河津町、松崎町、 西伊豆町、南伊豆町)	避難先1に避難できない場合) 東京都 特別区 市町村(島しょ部を除く)
	藤枝市	神奈川県(全33市町村)	
	焼津市	静岡県内(三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市)	埼玉県(全63市町村)
	吉田町	静岡県内(静岡市、富士宮市)	群馬県(前橋市、伊勢崎市、太田市、 桐生市、みどり市)
	牧之原市 (U P Z)	山梨県(甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、富士河口湖町、富士川町、身延町、南部町)	
西方	菊川市	静岡県内(浜松市、湖西市) 愛知県(豊橋市、田原市)	富山県(高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市)
	掛川市	愛知県(岡崎市、碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、知立市、高浜市、 幸田町、豊田市、みよし市、新城 市、設楽町、東栄町、豊根村、豊 川市、蒲郡市)	
	袋井市	三重県(全29市町)	福井県(福井市、大野市、勝山市、 鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、 永平寺町、池田町、 南越前町、越前町)
	磐田市	岐阜県(全42市町村)	石川県(金沢市、小松市、加賀市、 白山市、能美市、野々市市、川北町、 津幡町、内灘町)
	森 町	静岡県内(森町内)	静岡県内(森町内)

※協議をしている都県、市区町村には、都県を通して協議している市区町村を含んでいる。

## (4) 県及び関係 11 市町の避難計画策定状況

## ア 県計画の策定及び修正

県は、国の支援、県内市町、周辺都県等の協力の下、浜岡地域原子力災害広域避難計画を平成28年3月31日に策定・公表した。その後、計画の実効性向上のため、避難先として協議している都県、市区町村等の関係機関と協議を継続し、避難先市区町村の記載をする修正や、広域避難をする際に、第一目的地となる避難経由所を追記する等の修正を実施している。これまでの県計画の修正の概要は以下のとおり。

修正日	主な修正内容
平成29年3月24日修正	・ 避難先の一覧に、各避難元市町の避難先市町村名を記載
平成30年6月15日修正	<ul><li>・ 人口情報等の更新</li><li>・ 広域避難をする際に、第一目的地となり、且つ、避難者に避難所を案内する場となる「避難経由所」について追記</li><li>・ 放射線防護対策を実施した社会福祉施設等2施設を追加</li></ul>
令和2年6月修正	・ 人口情報等の更新 ・ 放射線防護対策を実施した社会福祉施設等 15 施設を追加
令和3年9月修正	・人口情報等の更新
令和4年8月修正	<ul><li>・ 人口情報等の更新</li><li>・ 放射線防護対策を実施した施設 1 施設を追加</li></ul>

## イ 市町計画の策定

県は、県避難計画の修正と並行して、関係 11 市町の避難計画の策定支援に取り組んでいる。令和 4 年 3 月、焼津市と藤枝市が計画策定したことにより、**重点区域内全 11 市町の計画が策定済となった**。

市町	策定時期	計画名
御前崎市	平成 29 年 3 月 15 日	御前崎市原子力災害広域避難計画
島田市	平成 29 年 10 月 1 日	島田市原子力災害広域避難計画
掛川市	平成30年3月19日	掛川市原子力災害広域避難計画の方針
磐田市	平成30年3月20日	磐田市原子力災害広域避難計画
牧之原市	平成31年1月21日	牧之原市原子力災害広域避難計画方針書
菊川市	平成 31 年 3 月 18 日	菊川市原子力災害広域避難計画
森町	平成 31 年 3 月 26 日	森町原子力災害避難計画の方針
袋井市	令和2年3月6日	袋井市原子力災害広域避難計画
吉田町	令和2年3月16日	吉田町原子力災害広域避難計画
焼津市	令和4年3月9日	焼津市原子力災害広域避難計画
藤枝市	令和4年3月22日	藤枝市原子力災害広域避難計画

## (5) 今後の取組

引き続き、県、市町が連携し、避難者受入れマニュアル等の作成、原子力防災訓練での 検証等を行い、県及び市町の広域避難計画の実効性向上を図っていく。